

広島県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名 称	所 在 地		
漆迫 彰太	尾道市美ノ郷町三成一〇六七番地	レイス治療院福山西	福山市瀬戸町長和一五三六番地四	あん摩マツサージ指圧	平成三〇年一月一日
三浦 孝一	尾道市美ノ郷町三成三五一番地三九 県営一―三〇一	レイス治療院福山西	福山市瀬戸町長和一五三六番地四	あん摩マツサージ指圧	平成三〇年一月一日
伊藤 兼章	三次市吉舎町海田原二二三番地一	伊藤鍼灸接骨院	三次市吉舎町吉舎二〇二番地一	柔道整復	平成三〇年一月一日
伊藤 兼章	三次市吉舎町海田原二二三番地一	伊藤鍼灸接骨院	三次市吉舎町吉舎二〇二番地一	はり・きゅう	平成三〇年一月一日
船越 一治	三次市三次町一三三二番地	本通り鍼灸接骨院	三次市三次町一三三二番地	柔道整復	平成三〇年七月七日
船越 一治	三次市三次町一三三二番地	本通り鍼灸接骨院	三次市三次町一三三二番地	あん摩マツサージ指圧	平成三〇年七月七日
船越 一治	三次市三次町一三三二番地	本通り鍼灸接骨院	三次市三次町一三三二番地	はり・きゅう	平成三〇年七月七日